



# 第 6 0 回青森県農政審議会の 主な意見と対応

青森県農林水産部

# 1. 生産・流通・販売面から見た収益力強化の方向について

## 1 畜産物の輸出についても、対象品目に加えるなど積極的に取り組むべき

昨年11月に策定した青森県農林水産品輸出促進戦略の中で、今後売り込みを目指す品目として、食肉や鶏卵などの畜産物を位置付けて、輸出促進に取り組んでいます。

## 2 輸出の際は、ブランド名の商標も確実に取得できるようにするべき

海外における商標トラブルの未然防止と県産品のブランド確立のため、台湾、香港、中国に対して県産品海外PR用シンボルマークを商標出願し、平成22年4月までに、台湾と香港において商標登録されています。また、知的財産支援の総合窓口として「青森県知的財産支援センター」を設置し、民間事業者自らが海外商標を取得する場合の相談や支援に応じられる体制を整えているところです。



## 3 輸出にあたっては、販売面だけでなく相手国の生産の状況も併せて調査が必要

日頃から現地の情報収集を行うとともに、相手国への輸出の可能性調査を行う段階で、必要に応じて生産状況の調査も行うこととしています。

## 4 小さいロットでも輸出できる仕組みを考えて欲しい

混載業者や商社による小ロットの輸出を行うためには、地域全体をコーディネートできる人材や組織が必要となることから、県では、本年7月1日から青森県産品輸出促進員を(社)青森県物産振興協会に配置し、きめ細かな輸出体制の構築を図っていくこととしています。

- りんごだけでなく、ごぼう・にんじんなど知名度が低いが有望なものをもっとアピールしていくべき。

全農青森県本部と連携して長いも、にんにく、ごぼう、にんじんなどの県産野菜の消費宣伝活動を実施して、県産野菜の認知度向上と消費拡大に努めています。また、大都市圏の大手量販店で実施する県産品フェアでもごぼうなどを積極的にPRしているほか、雪中にんじんについては首都圏の高級百貨店やホテル等に積極的に売り込んでおり、通常取引されています。

- 青森県は農薬の使用量や硝酸態窒素が少ないという具体的なことをアピールすべき。

「日本一健康な土づくり運動」等の推進により、エコファーマーや特別栽培農産物、有機農産物などの取組面積は13,000haとなっており、今後とも消費者の安全・安心志向に対応した生産体制の強化に努めながら、市場・流通関係者とも連携し、環境に優しい農業への取組をPRしていきます。

## 2. 「食」産業づくりを加速させるための方策について

- 青森県の酪農業の維持のため、県産牛乳を守る視点で全農と一緒に検討していくべき。

7月25日には、乳業業者や生産者団体、全農、行政機関による「青森県における生乳の生産と流通の今後のあり方等に関する検討会議」を開催したところであり、今後とも、関係者間で意見交換し、本県の生乳処理のあり方や県産牛乳の消費拡大及び販売促進等の方策を検討していくこととしています。